『CLT建築現場実務者研修』実施要領

平成３０年３月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 協議会幹事会決定

１ 目的

宮城県内のＣＬＴ等を活用した非住宅木造建築物需要が増加する中，ＣＬＴ，ＬＶＬ等の県産木製品を用いる木造建築の県内施工技術者は，大規模になるほど不足する傾向にある。そこで，本実施要領に基づき県内の木造建築現場において現場研修会を実施することで，実際の施工技術に関する経験を蓄積し，限られた施工現場の中で，より多くの現場技術者を育成することを目的とする。

なお，研修を受けた技術者は，様式１「研修受講報告書」等により，自らが得た現場経験等を宮城県ＣＬＴ等普及推進協議会（以下「協議会」という。）内で情報共有し，協議会技術者全体の知見の向上を図るものとする。

２ 研修の概要

1. 事前研修（研修前に実施）【１日（２～３時間程度）】

現場の施工管理者から，施工計画書，材料（木製品），日報等現場管理に関する書類を用いて各研修生へ事前研修を実施

1. 現場研修　　　　　　　 【３日～７日程度（連続・各日）】

現場代理人又は監理建築士に同行し，木工事の施工状況，現場作業員や材料納入業者への指示・施工技術や現場監理に関する注意点等を学び，各日ごとに様式４「研修日報」等を活用してまとめる。

1. 事後研修　　　　　　　 【各研修生】

様式１「研修受講報告書」を作成し，自らが得た知見等を協議会へ報告

３ 応募資格

協議会の会員（企業，行政・研究機関，個人）に所属する社会人，学生（原則として大学生以上）※ただし，非会員であっても応募と同時に協議会へ入会する場合は応募可とする。

・現場経験は不問。ただし，応募者多数の場合のみ経験（有資格）者を優先する。

・原則として，1研修につき１会員１名まで。定員に満たない場合のみ追加募集を行う。

４ 応募方法

別紙「研修申込書」に必要事項（応募理由は受講したい意欲が主催者側に伝わるように記載すること。）を明記し，事務局あてにFAX（022-225-5994），メール（clt-fukyu@miyagi-clt.com）等で申し込む。

５ 技術者の認定（『木構造』現場技術者育成・認定制度）

研修を受講し，協議会に様式１「研修受講報告書」を提出した研修生又は過去の研修生で様式２「研修受講証明書」を提出した場合，更に木造建築の施工経験者で様式５「現場経験証明書」を提出した者は，協議会「宮城県CLT等普及推進協議会「木構造」現場技術者育成・認定制度」に基づき，内容を審査し，各技術者として認定する。

７ 応募上の注意

1. 損害保険の加入

研修内における損害保険は協議会が加入する。ただし，研修中に工事監督者の指示に従わない場合や現場作業，研修内容に違反した行為を行ったことによる事故等については補償の対象外とする。

(2) 研修中の補償等

研修生が研修に参加したことによる会員（企業，行政・研究機関等）が被る如何なる不利益に関しても，協議会は責任を負わないものとする。